

小平・村山・大和衛生組合バーチャル空間構築業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 事業の目的及び概要等

(1) 目的

本業務は、小平・村山・大和衛生組合（以下「衛生組合」という。）が、新しいごみ処理施設建設工事で施設見学を中止しており、施設見学に代わるデジタルコンテンツの導入を実現し、いつでもどこからでも施設見学を可能とすることを旨とするを旨とするとともに、組織市の児童等の学習の機会の損失の補填を図る。

(2) 運用開始日（予定）

令和7年10月1日

※ 遅延理由が衛生組合の責めに帰する場合はこの限りではない。

(3) 履行期間

① バーチャル空間構築

契約を締結した日の翌日から 令和7年9月30日まで

② 運用保守管理業務

令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで

※ 運用保守管理業務は、稼働状況が良好であれば令和12年9月30日までの5年間、毎年度ごとに契約を締結する場合がある。

(4) 発注者

小平・村山・大和衛生組合 管理者

(5) 契約上限額

【①及び②の合計】 10,000千円（税込）

① 導入等諸費用：バーチャル空間構築業務

② 導入等諸費用以外の費用：運用保守管理業務

※ 金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の最大規模を示すためのものである。

※ 消費税及び地方消費税は10%で計算

2 選定方式

公募型プロポーザル方式による

3 スケジュール

募集及び質問受付開始	令和6年12月26日（木）
質問受付期限	令和7年1月22日（水）正午まで
質問回答	令和7年1月28日（火）
参加申込書提出締切	令和7年2月4日（火）正午まで
参加資格確認通知の送付	令和7年2月7日（金）

現地視察の実施	令和7年2月19日（水）
事業者からの参加辞退申出書及び企画提案書の提出締切	令和7年2月28日（金）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和7年3月7日（金）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年3月17日（月）
審査の結果通知・公表	令和7年3月下旬
契約締結予定日	令和7年3月下旬

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たし、参加申込書兼誓約書（様式1）を提出できるものであること。

- (1) 法人格を有する企業または団体であること。
- (2) 団体の運営に関する定款、規約等に基づき、適正な運営状況にあること。
- (3) 組織市及び衛生組合の競争入札参加有資格者指名停止基準の規定による指名停止の措置を受けていないもの。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであり、衛生組合及び組織市の契約案件において、過去2年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないもの。
- (5) 組織市での契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (6) 国税または地方税の未納がないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき、更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、組織市が経営不振の状態を逸したと認めた場合は除く。）にないこと。（ただし、契約時に上記経営不振の状態にあるものは契約しない。）
- (8) 令和3年4月1日以降に、官公庁民間問わず、バーチャル空間構築業務及びオリジナルアバター制作業務の履行実績が各3件以上あること。

※ オリジナルアバター制作業務については、3DCGソフトで1から制作したものに限る。

5 プロポーザルに係る質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和6年12月26日（木）から令和7年1月22日（水）正午まで

(2) 質問先

小平・村山・大和衛生組合 総務課 庶務係

電子メール info@kmy-eiseikumiai.jp

(3) 提出方法

「質問書」（様式4）を上記(2)の電子メールアドレス宛てに、添付ファイル（ワードファイル）で送信すること。受付完了メールを返信するので、確認すること。なお、電子メールの件名には、

【社名・バーチャル空間構築業務委託等に係る質問】と付すこと。

(4) 衛生組合からの回答

令和7年1月28日（火）

(5) 回答方法

参加申込書を提出した全ての事業者（辞退事業者を除く。）に対して、電子メールにて回答する。電子メールの受信を確認した事業者は、(2)の質問先に電子メールで受領した旨を連絡すること。なお、質問の回答は、本要領の追加または修正とみなす。

6 参加申込

(1) 受付期間

令和6年12月26日（木）（ホームページ掲載日）から令和7年2月4日（火）正午まで

(2) 申込方法

受付期間中に、下記の提出書類を総務課庶務係へ持参又は郵送する。

※ 持参の場合は、土日祝日、年末年始等を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。なお、郵送事故等については提案者のリスク負担とする。

参加申込書提出後にプロポーザルの参加を辞退する事業者は、令和7年2月28日（金）午後5時までに参加辞退申出書（様式7）を提出する。

① 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式1） 1部

イ 業務実績調書（様式2） 1部

・令和3年4月1日以降に官公庁民間を問わず、バーチャル空間構築業務又はオリジナルアバター制作業務を履行した実績。

※ オリジナルアバター制作業務については、3DCGソフトで1から制作したものに限る。

・記載した業務実績について、その業務実績が証明できるもの（契約書の写し可）を提出すること。

ウ 業務実施体制調書（様式3）

エ 事業者概要書（会社案内、パンフレット等） 1部

オ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本（写しでも可） 1部

カ 法人税・消費税及び地方消費税（国税納税証明書）、法人市民税及び固定資産税（市税納税証明書）についての直近の納税証明書（写しでも可） 1部

キ 直近2会計年度の財務諸表（任意様式） 1部

ク 現地視察申込書（様式6） 1部

※ 現地視察を希望する場合のみ提出する。また、参加資格が認められた場合のみ別途時間等を通知する。

7 参加事業者の指名

参加申込書を提出した事業者には、参加資格の有無を審査した上で、参加資格審査結果通知書（様式5）により通知する。

8 衛生組合施設の現地視察

参加資格が認められた者は、建設中のごみ焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の現地視察を行うことができる。現地視察は、令和7年2月19日（水）の実施を予定している。時間等詳細については、別途通知する。

現地視察を希望する場合は、参加申込の時に現地視察申込書（様式6）を提出すること。視察の参加者は3人以内とする。

なお、資源物中間処理施設は、年末年始及び祝日を除く、平日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時まで自由見学が可能なため、今回の現地視察の対象とはしない。また、資源物中間処理施設には駐車場がないため、公共交通機関を利用すること。

9 提案依頼の内容と提案書作成要領

(1) 提案書の内容及び記述順

① 企画提案内容

番号	項目	記載すべき事項
1	事業者の能力	主に小学4年生以上の児童・生徒をターゲットとした、学習支援及び学習効率の向上等を目的としたXR制作の履行実績があれば記載すること。併せて、体験後等に理解度や満足度を測るためのアンケート等を実施している場合は、その結果についても記載すること
2	取組方針	本業務に対する基本的な考え方や取組方針について、本業務の背景及び目的を踏まえた上で、現実的かつ効果的な取組みを記載すること
3	空間構築	バーチャル空間の構築に対する提案を、以下の内容について記載すること ① 空間全体のレイアウト、構築イメージ ② 空間やアバターのデザイン性 ③ 利用者の操作性
4	デジタルコンテンツ	デジタルコンテンツに対する提案を、以下の内容について記載すること ① ごみの減量や4Rの推進等、普及啓発の促進に繋がる内容 ② 学習意欲の向上に繋がる内容 ③ 学習の継続性・繰り返しに繋がる内容
5	施設への理解の促進	デジタルコンテンツを含め、ごみ処理施設等への理解の促進に繋がる内容を記載すること
6	追加提案	独自のノウハウや技術等を生かした、衛生組合に最適な追加提案を記載すること

(2) 提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

小平・村山・大和衛生組合 総務課 庶務係

〒187-0033 東京都小平市中島町2番1号

電話 042-341-4345

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

※ 持参の場合は、上記(3)へ事前に連絡の上、土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。なお、郵送事故等については提案者のリスク負担とする。

※ なお、企画提案書提出に当たっては、参加資格が認められていることを前提とする。

(5) 提出資料

① 企画提案書（任意様式）

ア 提出用紙はA4版とし、表紙、目次を除き、総枚数50枚以内（両面使用可）とする。

また、A3版用紙を使用する場合は、2ページとして換算する。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする（図表内の表記は除く。）。

ウ 副本には、社名や自治体名等提案者を特定できる事項は一切記載及び表示しないこと。

② 見積書及び内訳書（任意様式）

ア 金額は消費税抜きの総価とする。

イ 導入等諸費用（バーチャル空間構築業務）と導入等諸費用以外の費用（運用保守管理業務）、それぞれの金額とその内訳について記載する。

ウ 見積額の有効期間は、契約を締結するまでとする。

(6) 提出部数

① 正本1部（代表者印が必要なものは押印したもの）

② 副本6部（正本がカラー印刷の場合は、副本もカラー印刷とすること。）

(7) 提出書類の取り扱い

提出後の書類差し替え及び加除修正は認めない。

1.0 審査委員会

(1) 審査委員会の設置

公募型プロポーザル方式による企画提案書の審査を厳正かつ公平に行うため、審査委員会を置き、当該業務に最も適した参加事業者の特定までに関わる審査を行う。

1.1 選定方法

(1) 選定方法

審査委員は、まず一次審査として、書類審査を実施する。一次審査の結果により、順位付けを行い、上位3事業者を二次審査対象とする。二次審査ではプレゼンテーション・デモンストレーション審査を行う。一次審査と二次審査の評価点の合計に価格点を合算した点数が最も高い参加事業者を優先交渉権者とする。

(2) 一次審査（書類審査）

① 評価対象

企画提案書及び見積書

② 評価基準

ア 審査委員は、企画提案書について、別紙「小平・村山・大和衛生組合バーチャル空間構築業

務委託評価基準表」(以下「評価基準表」という。)の(1)一次審査の評価項目に対して、下記(4)の採点基準に基づき点数を付与する。

イ 審査委員会の評価点の算出方法は以下のとおりとする。算出結果に端数が生じるときは、小数点以下第2位を四捨五入した数値を点数とする。

全審査委員の合計点/審査委員数

③ 審査方法

審査委員会は、企画提案書等を基に、上記①及び②のとおり評価を行い、点数の高い上位3事業者を選定し、一次審査通過者とする。同得点の事業者が2者以上ある場合は、そのうち、審査委員の評価順位において最も上位とした審査委員が多いものから上位とする。一次審査(書類審査)は、令和7年3月7日(金)の実施を予定している。

④ その他

参加事業者が1事業者のみの場合でも、審査を実施する。

(3) 二次審査

一次審査を通過した者を対象に、プレゼンテーション審査を行う。

① 評価対象

プレゼンテーション及び質疑応答

② 評価基準

ア 審査委員は、プレゼンテーション及び質疑応答の内容について、「評価基準表」の(2)二次審査の評価項目に対して、下記(4)の採点基準に基づき点数を付与する。その合計を各審査員の評価点とする。

イ 審査委員会の評価点の算出方法は以下のとおりとする。算出結果に端数が生じるときは、小数点以下第2位を四捨五入した数値を点数とする。

全審査委員の合計点/審査委員数

③ 審査方法

審査委員会は、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、上記①及び②のとおり評価を行う。

④ 二次審査の内容

ア 日時(予定)

令和7年3月17日(月)

※ 時間については、一次審査結果とともに、事業者にもメールで通知する。

イ 場所

小平・村山・大和衛生組合 4・5号ごみ焼却施設 3階大会議室

ウ 実施時間

1事業者45分以内とする(「プレゼンテーション」30分、「質疑応答」15分)。

また、以下の表に記載する内容については必ず行うものとする。

※ なお、プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

エ 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは衛生組合で用意するが、その他の機器は事業者が用意すること。

オ 出席者

本業務を担う主たる担当技術者を含め、3人以内とする。

カ 審査の順番

審査の順番は、衛生組合が厳正な抽選を行い決定する。

⑤ その他

参加事業者が1事業者のみの場合でも、審査を実施する。

(4) 採点基準

各評価項目の該当状況に応じて、下記の点数を付与する。

記号	評 価	点 数		
		5点を満点とした場合	10点を満点とした場合	20点を満点とした場合
A	優れている	5点	10点	20点
B	やや優れている	4点	7点	15点
C	標準的である	3点	5点	10点
D	やや劣っている	2点	3点	5点
E	劣っている	1点	1点	1点

(5) 価格点

導入等諸費用と導入等諸費用以外の費用の見積書の価格点の算出は事務局が行い、算出方法は、最低見積価格者の得点を各々40点とし、その他の者は以下の計算結果に応じた得点とする。算出結果に端数が生じるときは、小数点以下第2位を四捨五入した数値を点数とする。なお、見積額がその契約上限額を超過する場合は、評価及び審査の対象としない。

$$40点 \times (\text{最低見積価格} / \text{提案者見積価格})$$

(6) 優先交渉権者の特定

一次審査及び二次審査の審査委員会の評価点の合計に、価格点を合算した点数が最も高い参加事業者を優先交渉権者とする。最高得点の事業者が2者以上ある場合は、最高得点の事業者のうち、一次審査及び二次審査の審査委員会の評価点の最も高い事業者を優先交渉権者とする。

① 参加事業者が1事業者のみの場合

審査委員会の評価点が6割以上の場合に限り、優先交渉権者として選定する。

1.2 審査結果の通知

(1) 一次審査

結果通知は令和7年3月10日(月)に書類審査結果通知(様式8の1又は様式8の2)により通知する。

(2) 二次審査

結果通知は令和7年3月下旬以降に審査結果通知書(様式9の1又は様式9の2)により通知する。

(3) 審査結果の公表

審査結果は衛生組合ホームページで公表する。

1 3 留意事項

- (1) 企画提案書の提出は参加事業者1者につき1案とする。
- (2) 本プロポーザルに参加するための一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 参加申出書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退申出書（様式7）を提出すること。
- (4) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現を心がけること。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 本プロポーザルについて情報公開請求があった場合は、衛生組合及び組織市の情報公開条例に基づき、提出された書類を公開することがある。
- (7) 企画提案書で提案された内容については、当該参加事業者が優先交渉権者となった場合、仕様書に加える場合がある。
- (8) 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 提出された書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 実施要領に記された条件に適合しない場合
 - ③ 審査委員会及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
 - ④ 見積書の金額が契約上限額を超える場合
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合

1 4 その他

- (1) 衛生組合で予算が成立しない場合、優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。
- (2) 優先交渉権者に決定された後であっても、業務目的が達成できないことが確認できた場合は契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、衛生組合は一切賠償しない。